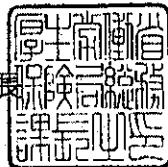


保 総 発 第 0625001 号
平成 16 年 6 月 25 日

各 都道府県 老人保健主管部（局）長 殿
指定都市

厚生労働省保険局総務課長



老人医療の高額医療費に係る消滅時効の取扱いについて

老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）に基づく高額医療費の支給を受ける権利に係る消滅時効については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 236 条及び老人保健法第 82 条の規定に基づき運用されているところである。

また、高額医療費の対象者たる高齢者の事務的な負担が過重なものとならないよう、その取扱いについて、「老人医療の高額医療費の支給及び食事療養に係る標準負担額の特例的措置の取扱いについて」（平成 14 年 9 月 12 日保総発第 0912001 号）により申請の負担軽減等を図ることを目的として、市町村から高額医療費に該当した場合は該当した旨の通知（以下「該当通知」という。）を行うよう対応を求めているところである。

一方、本該当通知については、必要な要件を満たしている場合には、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 147 条の時効中断の事由である承認に該当するものと解し得るため、次のとおり取扱うこととしたので、貴都道府県内市町村に周知徹底を図り、その適正な取扱いを期されたい。

記

1 高額医療費の支給を受ける権利に係る消滅時効について

高額医療費の支給を受ける権利に係る消滅時効は、老人保健法第 82 条第 1 項において、2 年と規定されている。

なお、高額医療費の支給を受ける権利に係る消滅時効の起算日については、診療月の翌月の 1 日であり、傷病が月の途中で治癒した場合においても同様としている。ただし、一部負担金を診療月の翌月以後に支払ったときは、支払った翌日が起算日として取り扱っているところである。

また、地方自治法第236条第3項において、地方公共団体に対する金銭の給付を目的とする債務に係る消滅時効の中止、停止その他の事項に関し、適用すべき法律の規定がない場合には、民法の規定を準用すると規定されており、民法第147条の規定の準用は排除されていない。

民法第147条第3号においては、時効の中止事由として承認が規定されているが、一般に同号の承認については、

- ①時効の利益を受ける当事者が、時効によって権利を失う者に対して、その権利の存在することを知っている旨を表示すること
- ②承認の法律上の性質は、いわゆる観念の通知であり、時効を中断しようとする効果意思は必要ではない。承認には特別の方式は必要なく、その権利の存在を認識して、その認識を表示したと認めることのできる行為はすべて承認となると解されている。

現在、高額医療費の支給対象となる者に対して実施している該当通知のうち、市町村が、高額医療費の支給対象となる者の有する高額医療費を受ける権利の存在を認識し、その認識を表示したものであると認められるものは、時効の中止事由たる承認に該当するものである。

2 具体的な高額医療費の時効の取扱いについて

高額医療費の支給を受ける権利に係る消滅時効は、2年であるが、高額医療費の支給対象となる者に対して実施している該当通知のうち、市町村が、高額医療費の支給対象となる者の有する高額医療費を受ける権利の存在を認識し、その認識を表示したものであると認められるものは、高額医療費の時効が中断するものとして取扱うこととしたこと。

時効中断の効力が生じる該当通知は、市町村が、老人医療の対象者に対して送付した通知文書のうち該当通知に当たるもの、すなわち、特定の個人に対して、当該特定の個人に係る高額医療費を受ける具体的な権利が存在する旨を表示する行為であると認められるものは、時効の中止事由たる承認に該当すること。

なお、該当する診療年月や金額の表示がない場合でも、権利の存在の認識を表示したものと解し得ること。

また、この場合の時効中断後の新たな2年の消滅時効の起算日については、該当通知が高額医療費の支給対象となる者に到達した日の翌日から起算されること。